

大阪府犯罪被害者等支援に関する指針（R2.1）概要

大阪府犯罪被害者等支援に関する指針 <概要>



<改定にあたって>

府では、「大阪府犯罪被害者等支援のための取組指針」を平成18年12月に策定して取組みを進めてきましたが、犯罪被害者等支援の理念や基本方向等を明示した大阪府犯罪被害者等支援条例を平成31年4月1日に施行したことから、従前の取組指針を改定し、同条例第8条に規定する犯罪被害者等支援に関する指針として、改めて「大阪府犯罪被害者等支援に関する指針」を定めます。

めざす姿 「犯罪被害者等に関する問題を社会全体で考え、ともに支えあう、誰もが安心して暮らすことができる大阪」

犯罪被害者等が安心して暮らせるように

犯罪被害者等が抱える問題の多様性と深刻性を踏まえ、幅広い分野にわたる府の施策の横断的・効果的な組合せによる支援を実施

- a 相談及び情報の提供等
犯罪被害者等が直面している法律問題その他の問題について相談に応じ、必要な情報の提供を行い、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介などを行います。
- b 心身に受けた影響からの回復
犯罪被害者等の心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供などを行います。
- c 安全の確保
一時保護、施設への入所、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保などを行います。
- d 居住の安定
大阪府営住宅への入居における特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供などを行います。
- e 雇用の安定
犯罪被害者等支援の必要性について事業者の理解を深めるための啓発などを行います。
- f 経済的負担の軽減
経済的な助成に関する情報の提供及び助言などを行います。

犯罪被害者等を支える社会づくりのために

犯罪被害者等支援についての社会の関心を高め、犯罪被害者等への無理解や偏見をなくし、犯罪被害者等の視点に立って行動し、支えていく社会づくりに取り組む

- a 府民の理解の増進
犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について府民の理解を深めるため、広報、啓発などを行います。
- b 民間支援団体に対する支援
民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言などを行います。
- c 人材の養成
犯罪被害者等支援の充実に図るため、相談、助言、日常生活の支援等の犯罪被害者等支援を担う人材を養成するための研修などを行います。
- d 調査及び情報の収集
犯罪被害者等の意見の把握に努めるなど、犯罪被害者等支援に関する施策の充実に向けて調査及び情報の収集を行います。

推進体制

- ワンストップでの支援体制
 - ▼被害者支援調整会議
知事部局、警察本部、犯罪被害者等早期援助団体及び関係市町村が、総合的な犯罪被害者等支援を一体となって実施していきます。
- 関係機関等の連携体制
 - ▼大阪府被害者支援会議
犯罪被害者等支援に関わる行政、司法、医療、相談等の関係機関・団体が相互に連携し、オール大阪での犯罪被害者等支援を一体となって実施していきます。
 - ▼大阪府犯罪被害者支援庁内対策会議
庁内部局間の連携強化を図り、犯罪被害者等支援のための施策を総合的・体系的に推進していきます。

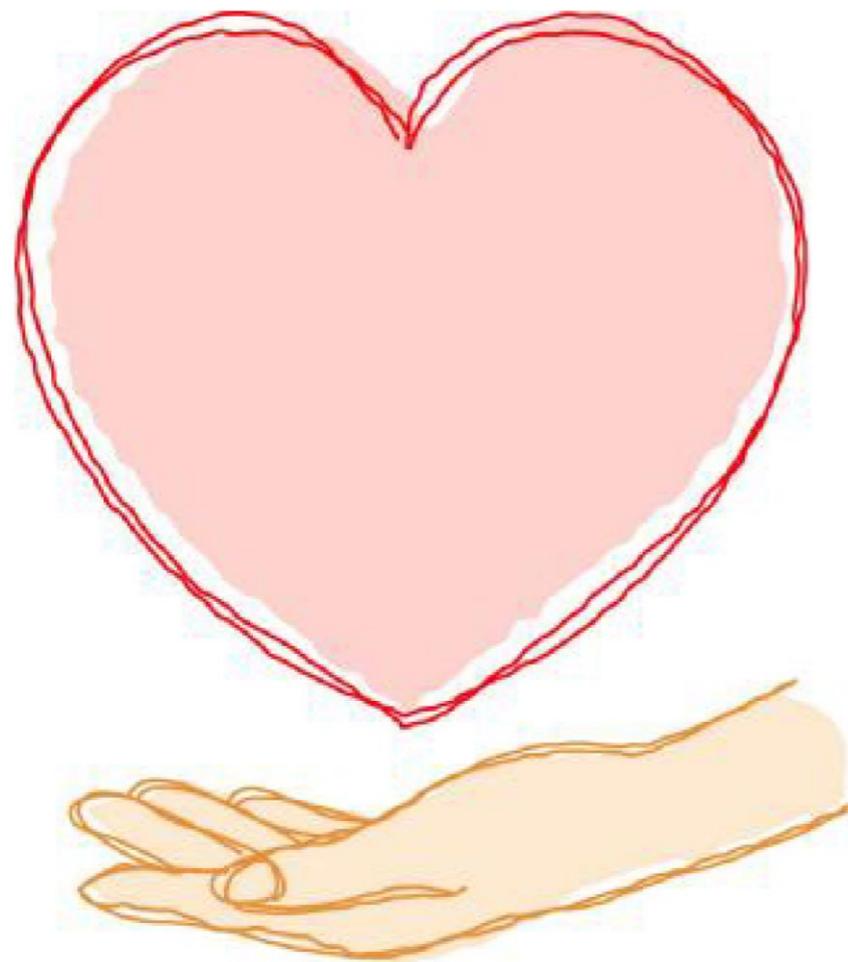
検証・見直し

- 施策実施状況の検証
指針に基づく犯罪被害者等支援のための施策の実施状況について毎年度公表するとともに、PDCAサイクルを確立し、各施策の改善を図ります。
- 指針の見直し
国の「犯罪被害者等基本計画」が改定されたときその他必要が生じたときは、点検を行い、必要に応じて本指針を改定します。

(参考)



大阪府人種又は民族を理由とする 不当な差別的言動の解消の推進に関する条例 ～大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例～ 令和元年11月1日施行



大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例

府においては、全ての人が人間の尊厳と人権を尊重し、人種や民族の違いを認め合い、暮らすことのできる共生社会の実現を目指し、様々な施策を推進してきたが、いまだに特定の人種や民族の人々を排斥する差別的言動が行われ、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけ、また、差別の意識を生じさせる事態を引き起こしている。

もとよりこのような不当な差別的言動はあってはならず、解消されなければならない喫緊の課題である。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、このことを更なる人権教育と人権啓発を通じて、府民に対し周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消を推進することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動は許されないものとの認識の下、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関し、基本理念を定め、府、府民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する施策を実施し、もって全ての人が相互に人種又は民族の違いを尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、「人種又は民族を理由とする不当な差別的言動」とは、人種若しくは民族に係る特定の属性を有する個人又は当該個人により構成される集団（以下「特定人等」という。）に対する憎悪若しくは差別の意識又は暴力をあおる目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し、又は特定人等を著しく侮蔑するなど、特定人等であることを理由として特定人等を社会から排除することを扇動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第三条 人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消は、府民一人ひとりが共に社会の一員として解決すべき課題であるとの認識の下、行われなければならない。

(府の責務)

第四条 府は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する施策を実施する責務を有する。

2 府は、前項の施策の実施に当たっては市町村との連絡調整を緊密に行うとともに、市町村における人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に係る取組について協力するものとする。

(府民の責務)

第五条 府民は、基本理念にのっとり、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、府が実施する前条第一項の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、府が実施する第四条第一項の施策に協力するよう努めるものとする。

(不当な差別的言動の禁止)

第七条 何人も、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動をしてはならない。

(不当な差別的言動の解消の推進に関する施策)

第八条 府は、次に掲げる人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する施策を実施するものとする。

一 人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の必要性に対する府民の関心及び理解を深めるため、教育及び啓発を行うこと。

二 人種又は民族を理由とする不当な差別的言動に関する相談に的確に応じるとともに、そのために必要な取組を行うこと。

(適用上の注意)

第九条 この条例の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由及び権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

附 則

この条例は、令和元年11月1日から施行する。



府民文化部人権局人権擁護課

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16
大阪府咲洲庁舎（咲洲コスモタワー）38階

大阪府 ヘイトスピーチ解消条例

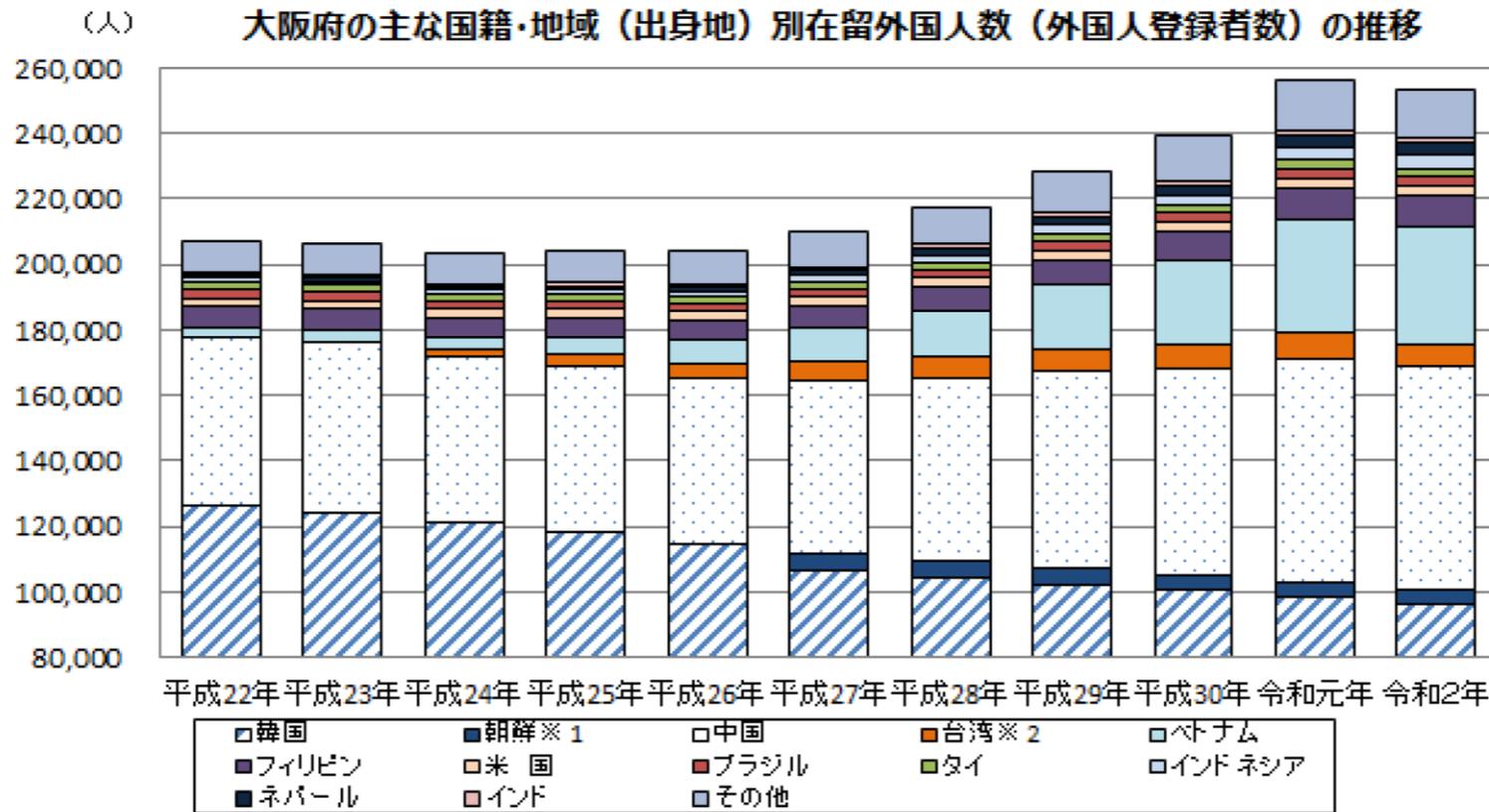
検索

VI、外国人の住まいの現状

外国人の住まいの現状

○在留外国人数（府内）

○令和2年6月30日現在の大阪府内の在留外国人数は、253,303人であり、府の人口の2.9%にあたる。（大阪府人口：8,824,394人「大阪府毎月推計人口」（令和2年6月1日現在）による）。



国・地域	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
韓国	126,511	124,167	120,889	118,398	114,373	106,368	104,102	102,147	100,430	98,350	96,361
朝鮮※1						5,495	5,220	4,943	4,754	4,472	4,414
中国	51,056	52,392	50,585	50,328	51,121	52,856	56,217	60,024	63,315	68,617	67,828
台湾※2			2,460	3,546	4,198	5,346	5,951	6,620	7,058	7,594	6,832
ベトナム	3,253	3,411	3,857	5,131	6,958	10,494	14,260	19,789	25,641	34,603	35,955
フィリピン	6,081	6,177	6,016	6,220	6,524	6,853	7,331	7,895	8,471	9,319	9,340
米国	2,485	2,575	2,518	2,598	2,674	2,820	2,909	2,999	3,140	3,304	3,158
ブラジル	3,348	3,001	2,709	2,641	2,485	2,464	2,471	2,531	2,689	2,829	2,813
タイ	1,784	1,888	1,806	1,888	1,903	2,009	2,124	2,319	2,474	2,675	2,662
インドネシア	1,218	1,254	1,296	1,473	1,603	1,949	2,364	2,713	3,164	3,866	3,739
ネパール	789	864	951	1,114	1,287	1,570	2,025	2,537	3,053	3,775	4,012
インド	845	883	883	934	976	1,046	1,172	1,229	1,251	1,473	1,439
その他	9,581	9,712	9,318	9,650	10,245	10,878	11,510	12,728	13,673	15,017	14,750
合計	206,951	206,324	203,288	203,921	204,347	210,148	217,656	228,474	239,113	255,894	253,303

各年12月31日（令和2年は6月30日）現在（出典：法務省「在留外国人統計」「登録外国人統計」）

※1 法務省の分類に基づき、平成27年12月末在留外国人統計から、「韓国・朝鮮」に係る表記を、「韓国」、「朝鮮」と区別し表記することとした。なお、在留外国人統計における「朝鮮」は国籍を示すものとして用いているものではない（注）。

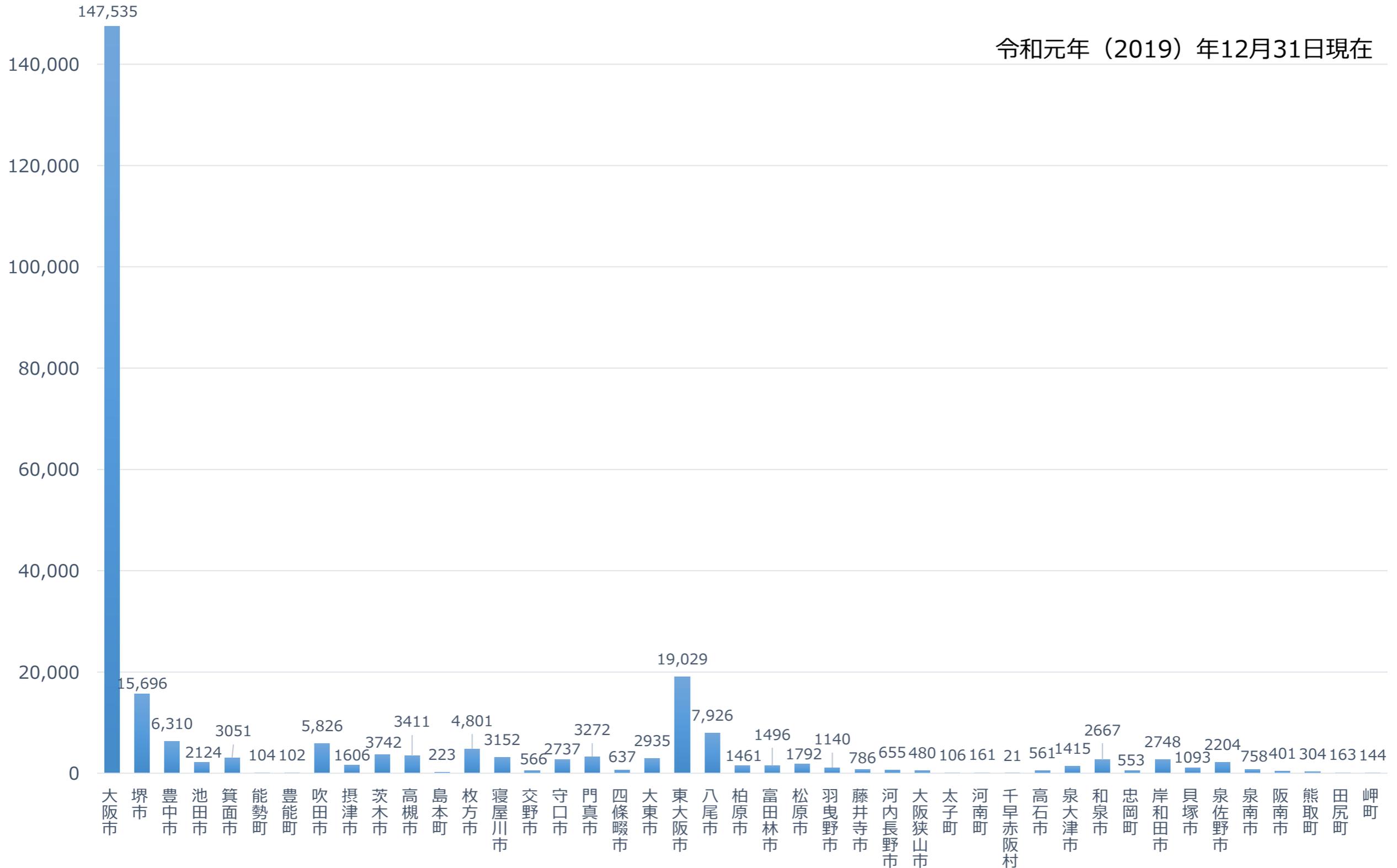
（注）在留外国人統計における「国籍・地域」は、在留カード等の「国籍・地域」欄の表記を基に作成しており、朝鮮半島出身者及びその子孫等で、韓国籍を始めていずれかの国籍があることが確認されていない者は、在留カード等の「国籍・地域」欄に「朝鮮」の表記がなされている。

※2 法務省の分類に基づき、平成23年末までの外国人登録者数に係る統計では、台湾を中国に含めていたが、新しい在留管理制度で交付される在留カード及び特別永住者証明書では、国籍・地域欄に「台湾」と表示することとなったため、平成24年末から中国とは別に集計することとした。

外国人の住まいの現状

○在留外国人数（府内・市町村別）

○府内在留外国人255,894人のうち、約6割が「大阪市」で登録されている。各地域圏での在留外国人の登録にはばらつきがある。

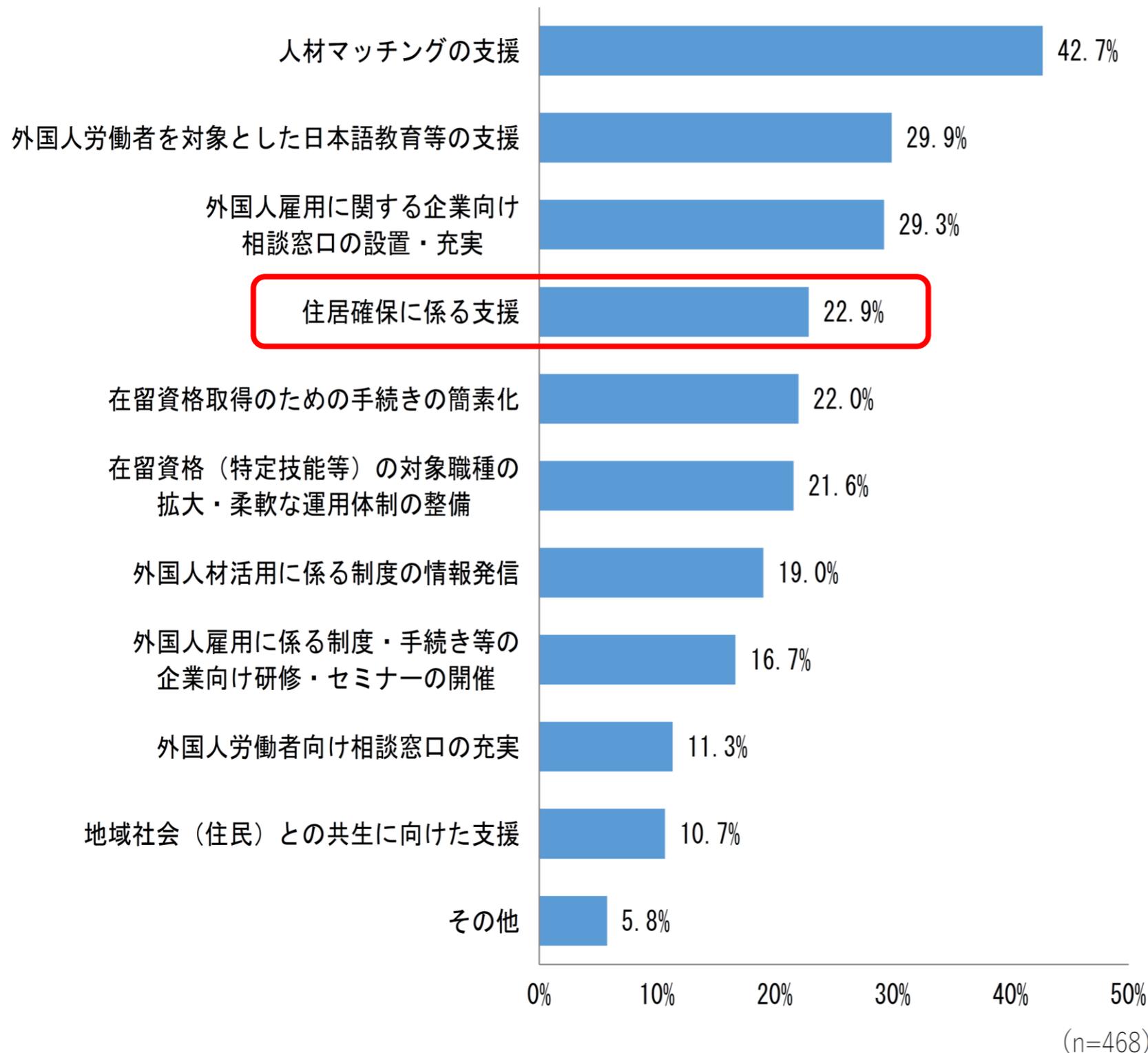


出典：在留外国人統計（法務省）

外国人の住まいの現状

○行政に期待する支援について

○行政に期待する支援は、「人材マッチングの支援」が42.7%と最も多く、次いで「外国人労働者を対象とした日本語教育等の支援」が29.9%、「外国人雇用に関する企業向け相談窓口の設置・充実」が29.3%、「住居確保に係る支援」が22.9%、「在留資格取得のための手続きの簡素化」が22.0%、「在留資格（特定技能等）の対象職種の拡大・柔軟な運用体制の整備」（21.6%）となっている。



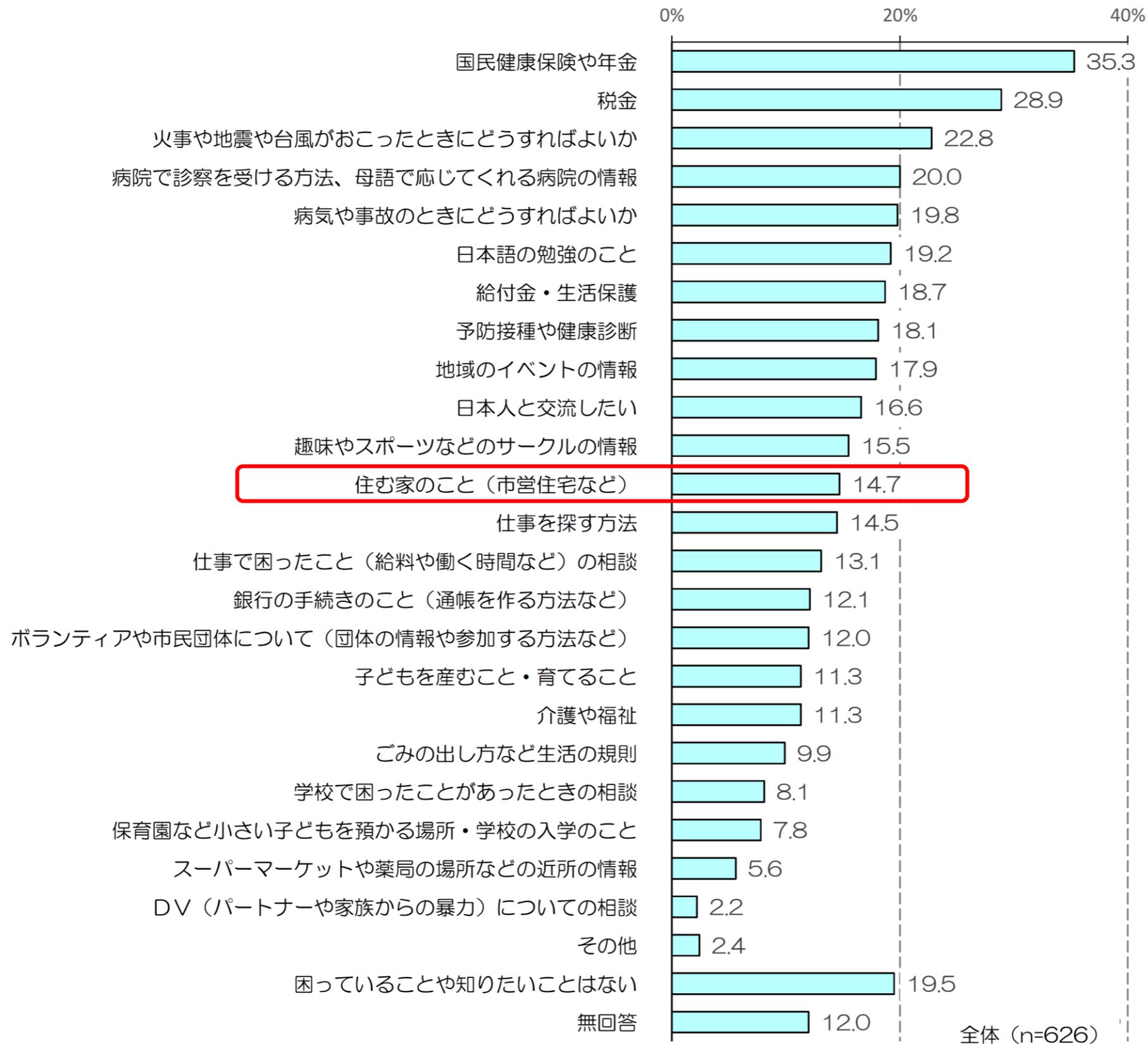
【外国人の生活】

- 生活習慣、文化の違いが懸念される。
- アクセスが不便な場所に事務所があるため、外国人労働者への生活支援の負担が大きい。
- 住居確保が負担。
- 行政サービスの案内について、ベトナム語表記が少ない。
- ゴミの出し方について、外国人向けの市町村で、マニュアルを作ってほしい。
- 業種や企業内だけのコミュニケーションだけでなく生活地域での支援が必要。
- 教育の支援が負担。 など

外国人の住まいの現状

○生活での困りごとや知りたい情報について

- 生活での困りごとや知りたい情報は、「国民健康保険や年金」「税金」といった社会保障等に係る項目が上位で、次いで「火事や地震や台風がおこったときにどうすればよいか」「病院で診察を受ける方法、母語で応じてくれる病院の情報」といった緊急時の対応に係る項目があがっている。
- 「住む家のこと（市営住宅など）」については14.7%であった。



出典：令和元年度大阪市外国人
住民アンケート調査報告書

外国人の住まいの現状

○生活での困りごとや知りたい情報について（在留資格別）

○在留資格別にみると、「国民健康保険や年金」は就労、留学、家族滞在で、「税金」は就労で特に高い。特定活動では、「国民健康保険や年金」「税金」は低く、「銀行の手続きのこと」「日本語の勉強のこと」が高いのが特徴。また、就労で「地域のイベントの情報」、留学で「日本人と交流したい」が上位にあがっている点も特徴である。特別永住者では、「困っていることや知りたいことはない」を除くと、2割以上の項目はみられない。

○住む家のこと（市営住宅など）については、特別永住者の割合が少ないものの、その他の属性では一定以上の回答があった。

【在留資格別】

